

台湾人戦犯と戦後処理をめぐる

越境的課題 1945-1956

藍 適 齊

(訳 〓 劉靈均、丸山栞和、監訳 〓 和田英穂)



まえがき

第二次世界大戦が終了して間もなく、連合国側は侵略戦争を主導した国家に対し、日本とドイツを中心に、大規模な戦争犯罪裁判を行った。もともと世に知られているのは、ドイツの戦争犯罪に対する「ニュルンベルク裁判」(Nuremberg Trial)と、日本の戦争犯罪に対する「東京裁判」(Tokyo Trial)である。さらに注目すべきは、東京裁判で有罪となった二十数名のA級戦犯の他に、五千名を超えるBC級戦争犯罪容疑者が連合国各国が行った戦犯裁判で裁かれ、最終的には四千余名が戦犯として有罪判決を受けたことである。日本のBC級戦犯の人数はA級戦犯の数

をはるかに上回り、関連する国や地域も広く、アメリカ、オーストラリア、中国、オランダ、イギリス、フランス、フィリピンなどの国で、裁判所も日本、中国、東南アジアなど、数十か所にのぼった。

今までの日本のBC級戦犯に対する研究は、多くが日本人戦犯に関するものに限られている。しかし帝国の戦争は、多くの日本帝国統治下の被植民者にも深く関わっている。ごく一部の日本の学者は、被植民者が日本当局の軍事動員を受け戦争に関与し、戦後には戦犯となった問題に触れているが、そういった研究のほとんどが、朝鮮人戦犯を研究対象にしている⁽¹⁾。BC級戦犯に関する研究に、台湾人戦犯に関する資料が用いられていることがあるが、系統的研究はいまだない。そこで本稿では、連合国側が戦後、

別々に行ったＢＣ級戦犯裁判において、有罪判決を受け、刑を執行された一九〇名の台湾人戦犯という、埋もれてきた歴史について検討したい。

第二次世界大戦中、日本の植民地であった台湾も、否応なく戦争に巻き込まれた。この戦争では、二〇万人以上の台湾人がアジア各地の戦場に徴用され、うち三万人以上が戦場で命を失った。そして戦後にＢＣ級戦犯裁判を受けた前述の一九〇名は、戦中、日本軍に中国または東南アジアまで徴用され、現地で起訴された戦争犯罪行為に関わった^②。また、第二次世界大戦の終結とともに、台湾は日本による植民統治が終わりを迎え、中華民国の領土として編入されたことが注目される。戦中は日本帝国国民の一人として戦争に関わっていた台湾人にとって、戦後最初に直面したのが、「国籍」の変化という問題だった。この変化には台湾人と第二次世界大戦の関係における非常に複雑かつ大きな矛盾を含んでいた。それは、バラク・クシュナー教授 (Barak Kushner) が指摘したように、第二次世界大戦における台湾人は「植民地主義の被害者なのか、中国人の裏切り者なのか、単純な日和見主義者なのか、日本人の協力者として責任を負うべき者なのか」^③というのである。さらにこの問題は、戦後、連合国に戦犯として裁かれた台湾人たちに最も著しい影響をもたらした。このような背景をふまえ、本稿は第二次世界大戦後の連合国による台湾人

戦犯の裁判及び裁判後の処遇に基づいて、台湾／台湾人にとっての〈戦後〉の特殊な意味を検討したい。

戦後、日本政府の公式統計によると、台湾人戦犯のうち九五名はオーストラリアで行われた軍事裁判で、二六名はイギリス、七名はオランダ、四名はアメリカでそれぞれ有罪判決を受けた。その他、五八名は中華民国政府から有罪判決を受けた^④。以上の統計から、戦後に行われた軍事裁判において最も多くの台湾人戦犯の裁判が行われたオーストラリアと中華民国が台湾人戦犯と関係の深い国であることがわかる。また、戦後に台湾人の国籍が中華民国になったために、他国で裁判を受けた台湾人戦犯と中華民国政府との間にも密接な関係が生じた。本論はまず、オーストラリアと中華民国という二つの国で別々に行われた台湾人戦犯の裁判、及びその後の戦犯に対する処遇を分析する。そして、前述の二国の台湾人戦犯に対する関係、つまりオーストラリアで裁判を受けた台湾人戦犯に対する中華民国の態度と政策に注目する。以上の三つの独立した、また相互に関連するコンテキストにおいての台湾人戦犯の処遇を分析することにより、台湾人の多層的で複雑な「戦後」について検討したい。

一 中華民國の裁判における 台湾人戦犯

戦時中、台湾人は日本の立場で戦争に関わっていたが、一九四五年八月十五日、日本が降伏した後、台湾は再び日本による統治を受けることはなかった。同年一〇月、中華民國が正式に接収を開始してから、台湾は中華民國に統治されることとなった。民国三五年（一九四六）一月二日、中華民國政府は正式に命令を公布し、すべての台湾人が中国籍（中華民國籍）となることを宣告した。⁵したがって、台湾人戦犯が戦後実際に裁判を受けた時、起訴された罪は彼らが日本国籍であった時に関わった戦争犯罪であったが、その国籍はすでに日本ではなく、「中華民國籍」であった。

このために、戦後、連合国の対日戦争犯罪裁判において、中華民國は特殊な二重の役割を果たした。まず、一般の戦犯裁判のように、自国民を害した敵国の人民、兵士を対象に、中華民國は「対外的に」日本の侵略者としての戦争責任を追求し、東京裁判や単独で行ったBC級戦犯裁判についても、非常に積極的であった。司法行政部の民国三五年（一九四六）一〇月の報告によると、中華民國政府が申告を受理した日本の戦争犯罪件数は、合計一七万件を超

えたが、最終的に確認された戦犯容疑者は三二二五名のみであり、裁判後に判決が下され、刑が執行されたのは約五〇〇名であった。⁶その中で、一四〇名から一五〇名が死刑、八〇余名が無期懲役、その他の二〇〇名が有期懲役となった。⁷このような状況の中で戦犯として裁判を受けた台湾人戦犯は、中華民國に（その他連合国と同じく）日本籍と見做され、「外来の」中国で戦争犯罪を行った人間とされた。また一方で、中華民國は台湾接収後、その管轄下で一〇〇余名の台湾の「中華民國国民」を、戦時中に侵略行為を幫助した容疑で起訴した。これらの台湾人戦犯は、彼らに主権を有すると主張する中華民國において、「内在の」国民の一人であった。このような文脈の中で中華民國は同時に「対内的に」も——自国民である台湾人に——戦争責任の追究を行った。

戦争が終わり、中華民國政府は日本軍に従事していた台湾人に、まず「各省市軍政長官頒發處理在軍服務之台人弁法」を公布し、その中で、かつて日本勢力に与し同胞に危害を加えた台湾人を処罰することを強調した。その後公布した「戦争罪犯審判条例」の第六条にも、民国三四年（一九四五）一〇月二五日以後に中華民國籍を回復した者にも同条例を適用すると規定した。このように、台湾人の戦犯容疑者は、日本人と同じように裁判を受けることが確定した。⁸そして中華民國政府は戦後独自に行った対日戦犯裁

判において、数百人の日本人戦犯容疑者を起訴すると同時に、数十名の自国民——戦後に裁判を受けた時に「理論上」はすでに日本人としての身分を失い「中華民國」籍の「台湾人」戦犯になっていた——を起訴したのである。このような特殊な状況は、他の連合国が起訴した日本人戦犯の単一な立場とは大きく異なっていた。つまり、一般のBC級日本人戦犯と比べると、中華民國で裁判を受けた台湾人戦犯は、特殊で奇妙な「多重の身分」であった。戦後裁判を受ける時、彼らはすでに「中華民國籍」の身分を回復し、自分の国——中華民國——に裁判される「日本の戦犯」であった。

統計によると、中華民國に有罪宣告された約五〇〇名のBC級戦犯中、五八名が台湾人であった。つまり、中華民國による戦犯裁判で刑が確定した戦犯の実に十分の一以上が台湾人であった。中華民國が台湾人戦犯に裁判を行った場所は、主に警備総司令部が台北に設立した軍事裁判所である。その他に、中国大陸各地で行われた対日戦犯裁判でも、台湾人が多数裁判を受けた。日本の公式記録においても、中華民國に有罪宣告をされた台湾人戦犯の中で、死刑宣告を受け、のちに執行されたのは五名である。

陳添錦・広東で裁判を受け、民国三五年（一九四六）一月二五日に死刑が執行された。戦時中の職務は「通訳」であった。（広東海軍警備隊所屬）

陳水雲・台北で裁判を受け、民国三五年（一九四六）二月二〇日に死刑が執行された。戦時中の職務は「警察官」であった。

李安・大正六年（一九一七）三月七日生まれ。広東で裁判を受け、民国三六年（一九四七）四月一八日に死刑が執行された。戦時中の職務は「通訳」であった。

（華南陸軍警備隊所屬）

姜延壽・広東で裁判を受け、民国三六年（一九四七）八月四日に死刑が執行された。戦時中の職務は「巡查補」であった。（海南島海軍警備隊所屬）

陳煥彩・北平（現北京）で裁判を受け、民国三六年（一九四七）九月二日に死刑が執行された。戦時中の職務は「通訳」であった。

死刑判決の他に、二名の台湾人戦犯に無期懲役、五一名に有期懲役の判決が下された。その身分は一七名が「軍属」、八名が「警察」で、一〇名が「商人」であった。

実は、台湾人が日本の軍隊で担っていたのは主に非戦闘任務であり、また多くの場合、最も低い階級に置かれていた。したがって、台湾人戦犯が告訴されたのは、ほとんど補助的従属的で、非軍人、一般人に行った行為であった。このことは中華民國の裁判中に多数のケースが見られる。驚くべきは、これらの台湾人戦犯は戦中、受動的で、上官の命令を聞くしかなかったにもかかわらず、その裁判の結

果がいずれも非常に厳しかったことである。

二 オーストラリア裁判における 台湾人戦犯

戦後、中華民国のほか、オーストラリア、オランダ、イギリス、アメリカの四国で独自に行われたBC級戦犯裁判でも、台湾人戦犯が裁判を受けた。有罪宣告された合計一九〇名の台湾人戦犯のうち、二一名に死刑判決が下され、執行された¹²⁾。上記の四国のうち、台湾人戦犯に最も大きな影響を与えたのが、オーストラリアである。オーストラリアで有罪判決を受けた台湾人戦犯は合計九五名にも上り、全台湾人戦犯一九〇名の半数を占めた。うち七名の台湾人戦犯が死刑を執行された。

戦後、連合国による戦争犯罪の調査と訴追の過程において、オーストラリアはずっと積極的な役割を果たしていた。東京裁判で裁判長を務めていたウィリアム・ウェッブ (Sir William F. Webb) は、一九四三年から一九四五年の間、オーストラリア政府に任命され、日本の戦争犯罪に關する調査を三度行った¹³⁾。一九四五年一〇月、オーストラリア国会では「一九四五年オーストラリア戦争犯罪法案」(Australian War Crimes Act 1945) が可決され、戦後オーストラリアで行われた戦犯裁判の法的基礎となった。その

後、オーストラリアは軍事裁判所を開き、日本の戦犯(台湾人や朝鮮人の戦犯も含む)に裁判を行った。オーストラリアでの裁判は、一九四五年一月に始まり、ラブアン(Labuan)、ウエワク(Wewak)、モロタイ(Morotai)、ラバウル(Rabaul)、オーストラリア本土のダーウィン(Darwin)、シンガポール、香港、そしてマヌス島(Manus Island)などで行われた¹⁴⁾。オーストラリアでの戦犯裁判は一九五一年まで行われ、同年四月九日のマヌス島での裁判でようやく終結した¹⁵⁾。各地で設立されたオーストラリア軍事裁判所は合計二九六件の裁判を行った¹⁶⁾。オーストラリアの公式統計から見ると、裁判を受けたのは日本の戦犯(台湾人と朝鮮人を含む) 九二二名、うち有罪判決を言い渡されたのは六四一名で、その中で死刑判決を受けたのは一四八人、さらに死刑を執行されたのは一三七人であった¹⁷⁾。

オーストラリアの裁判所で有罪判決を言い渡された六四一名のうち、台湾人戦犯は九五名であり、約一五%を占めている。そのうち死刑判決を受け、執行された台湾人戦犯は七名であった。懲役刑を受けたのは八四名であり、残りの四名は事故や病氣、自殺などにより刑務所内で死亡した¹⁸⁾。記録によると、台湾人戦犯が初めて死刑を宣告され、さらに執行されたのは一九四六年六月である¹⁹⁾。またオーストラリア軍事裁判所の記録によると、台湾人戦犯が判決を受けた案件は、少なくとも一〇件以上あり、単一案

件で最も多くの台湾人戦犯が判決を受けたのは、一九四六年一月二日から三一日までモロタイで行われた裁判で、合計三二名の台湾人戦犯が裁かれた。戦時中、彼らは全員サラワク (Sawarak) のクチン (Kuching) に在った捕虜收容所の「看守」(guards, prisoner of war camp) であつた。²⁰⁾ オーストラリア国家公文書館所蔵の軍事裁判所の記録と日本政府の公文書によると、オーストラリア軍事裁判所で死刑判決を受け、そして処刑されたのは以下の七名である。²¹⁾

米田進 (潘進添) : 昭和二十一年六月一七日にラバウルで処刑。戦時中の職務はラバウル貨物廠の軍属であつた。

林一 (林發伊) : 昭和二十一年七月一七日にラバウルで処刑。戦時中の職務はラバウル第二六 (野戦) 貨物廠台湾特設勤労奉公団 (軍属) であつた。

木代原武雄 (陳銘志) : 昭和二十一年七月一七日にラバウルで処刑。戦時中の職務はラバウル第二六 (野戦) 貨物廠台湾特設勤労奉公団 (軍属) であつた。

林義徳 (林江山) : 昭和二十一年八月三〇日にラバウルで処刑。戦時中の職務はボルネオ捕虜收容所軍属であつた。

鈴木三郎 (李淋彩) : 昭和二十一年一〇月一八日にラバウルで処刑。戦時中の職務はボルネオ捕虜收容所軍属であつた。

川上清 (蔣清全) : 昭和二十一年一〇月一八日にラバウルで処刑。戦時中の職務はボルネオ捕虜收容所軍属であつた。

北村光太郎 (王壁山) : 昭和二十一年一〇月一八日にラバウルで処刑。戦時中の職務はボルネオ捕虜收容所軍属であつた。

裁判を受けた人数も処刑された人数も限られていたが、戦後のオーストラリアの社会にとって、これらの台湾人戦犯が関与した戦争犯罪は特殊な意義があつた。鈴木三郎、川上清、北村光太郎の三名は一九四五年三月にオーストラリア人捕虜一名を殺害したことを追究され、死刑判決を受けた。²²⁾ 林義徳は別件で一九四五年四月のオーストラリア人捕虜一名の殺害を追究され、死刑判決を受けた。²³⁾ この二件は、悪名高き「サンダカン死の行進」(Sandakan death marches) での捕虜虐殺事件に関連したものであつた。事件の背景は一九四四年末、連合国軍は当時日本軍に占拠されていたボルネオに進軍を開始した。これを見て、日本軍は当時サンダカン (Sandakan) で労働させられていた連合国軍の捕虜 (多くはオーストラリア軍人で、一部はイギリス軍人) に、ジャングルで総長二六〇キロメートルの行軍を強要し、彼らを内陸のラナウ (Ranau) に移動させようとした。しかし、その途中で、二千名以上の捕虜が死亡し、最終的な生存者は六名 (全員オーストラリア人) のみ

であった。この事件だけであまりにも多くのオーストラリア人捕虜が犠牲となったことから、「サンダカン死の行進」はオーストラリア近代史において、第二次世界大戦中のオーストラリアに対する最も重大な「単一の虐殺事件」⁽²⁴⁾、あるいは「最大の悲劇」であるとしばしと言われている⁽²⁵⁾。

戦時中、オーストラリア軍人——特に日本軍の捕虜となった後——が受けた傷害あるいは殺害は、戦後のオーストラリアが行った日本人戦犯の裁判の最も重要な動機でもあり、裁判の量刑に関する最も重要な要素の一つでもあった。オーストラリアで裁判を受けた台湾人戦犯は、その大半は戦時中に連合国軍の捕虜の監視係を担当させられていたため、オーストラリアが戦後に行った戦犯裁判で主な起訴対象となったのである。そして、台湾人戦犯とオーストラリア人捕虜との関係が緊密であることも、台湾人戦犯がオーストラリアの軍事裁判で、全被告の約一五％という異常に高い割合を占めた理由であろう。

前述した鈴木三郎、川上清、北村光太郎の三名の台湾人戦犯の裁判の中で、オーストラリア側の最も重要な証人は、戦時中に捕虜となっていたキース・ボッテリル (Keith Bortell)⁽²⁶⁾ で、林義徳の裁判の中でも、最も重要な証人は同じく捕虜となっていたウィリアム・ディック・モクサン (William Dick Moxham)⁽²⁷⁾ であった。ボッテリルもモクサ

ンも、「サンダカン死の行進」のわずか六名の生還者のうちの一名であり、この六名の証言によって、「サンダカン死の行進」の事実が世に知られることとなったのである⁽²⁸⁾。ボッテリルやモクサンら六名は「サンダカン死の行進」から奇跡的に生還したために、戦後オーストラリアでは「the Sandakan Six」と呼ばれ、第二次世界大戦の伝説的ヒーローとなった。終戦後の今なお、オーストラリアでは、第二次世界大戦を記念するとき、ボッテリルやモクサンなどの戦争体験が語られている⁽²⁹⁾。前述の四名の台湾人戦犯も、ボッテリルとモクサンの軍事裁判所での証言によって、判決が下され処刑された。

この台湾人戦犯とオーストラリアで最も有名な第二次世界大戦の生存者との関係は、今なお、あまり知られていない。この事件を通して、戦後においても台湾とオーストラリアの植民／戦争の歴史が依然としてお互いに影響し続けてきたことがわかる。また、これに関する議論は、戦後七〇年を迎えた台湾、オーストラリア、そして日本の社会に、第二次世界大戦について再認識し、思考し、反省する機会を与えたと見えよう。

また、オーストラリアに有罪判決を言い渡され、執行された九五名の台湾人戦犯の中で、少なくとも二つの事件の被告人である八名の台湾人戦犯は、「中国の捕虜」を殺害した罪で訴えられ、有罪判決を言い渡されたことが、注目

される。そのうちラバウルでの事件に参与した七名の台湾人戦犯は、死刑判決を受け、最終的には二名（前述の林一と木代原武雄）の刑が執行された。残る五名は執行前に無期懲役に変更された。もう一件のタリリ（Tali）で起きた事件では、一名の台湾人戦犯が死刑判決を受け、執行された（前述の米田進³⁰）。以上の例は、前節で述べた台湾人戦犯の戦後（中華民国の）裁判における、特殊かつ奇妙な多重の身分と深く関係があった。つまり、戦後オーストラリアで軍事裁判を受けた台湾人戦犯は、「中華民国籍」を持ちながら自分の国——中華民国——の同胞（中国人捕虜）に対して罪を犯したとされたのである。

戦後、連合国が台湾人戦犯に対する処理の過程の中で、一九四六年の裁判の開始から、一九五〇年代後半にすべての戦犯が釈放されるまで、台湾人戦犯という特殊な多重の身分はさらに特殊な論争を巻き起こした。特に幾つかの「越境的」な課題において、中華民国（そして他の連合国と日本も）の政府は台湾人戦犯という特殊で多重的な「国籍」——彼らの法律上の義務や権利などを含め——について、いずれも曖昧かつ矛盾した立場をとっていた。この問題に関連して、判決確定後の「原籍送還」（刑は継続）、その後の「赦免と減刑」、そして最終的には「釈放と送還」などの処理がされた。以下本論は、中華民国政府の公文書記録を通じて、一九五一年以後中華民国のオーストラリア

の台湾人戦犯に関する問題について考察する。

三 中華民国政府とオーストラリアに 裁かれた台湾人戦犯

オーストラリアの台湾人戦犯の問題を処理する中華民国政府の機関は、総統府、外交部、駐オーストラリア大使館であった。その根本的な問題は、台湾人戦犯の「国籍」であった。中華民国政府は一九四六年一月に命令を公布し、すべての台湾の人民を中国籍（中華民国籍）とした。しかし、中華民国政府は海外における台湾人戦犯の国籍に関して、ずっと曖昧な態度を取り続けていた。

一九五一年から、「中華民国駐オーストラリア大使館」はすでに台湾人戦犯の国籍問題についてオーストラリア政府との対話を行っていた。当初、駐オーストラリア大使館は、マヌス島で拘留されていた台湾人戦犯の国籍問題について、「オーストラリア側はまだ検討中である」と報告した。しかしのちに、オーストラリア側が「拘留している台湾省籍人民は一貫して日本の戦犯であると考えている」という態度をとっていると結論づけた。さらに、オーストラリア政府との交渉過程で、駐オーストラリア大使館がオーストラリア政府に台湾人戦犯が中華民国籍を有していると明確には主張しなかったことは、注目に値する。その代わ

りに、台湾人戦犯の家族の要望、戦争がすでに終結したことで、「彼らは罪を犯してはいるが強制的徴用によるやむを得ないものであり、個人的行為とはいえない」などの理由で、オーストラリア側に台湾人戦犯の釈放（あるいは減刑）を交渉していた³³。さらに重要なのは、中華民国駐オーストラリア大使館自体の、台湾人戦犯の国籍に対する態度もさほど明確ではないことである。電報で外交部に「オーストラリア側は国籍や刑期未満了の問題を持ち出す可能性もあるが、我々はいかに交渉すべきか」と質問したことからもわかる。

先に述べておくと、オーストラリアで行われた戦犯裁判は、一九四六年にはすでに数多くの台湾人戦犯に有罪判決を下し、刑を執行し始めたが、現存する中華民国政府の台湾人戦犯関連問題についての文書の多くは、一九五一年から一九五六年までに書かれたものである。この記録のタイピングは偶然ではなく、各国が正式にサンフランシスコ講和条約に調印したのが、一九五一年九月八日であったことが大きな理由である。つまり、一九四五年以後の国際情勢の様々な、また複雑な変化により、戦争責任の確定や戦後の国際秩序の再建は、一九五一年に至りようやく明確なものとなった。このような歴史的文脈において、各国政府が改めて戦犯関連問題を検討する機会を得たのであるが、中華民国政府の場合は、さらに少々後になる。それは（連合

国と日本が調印した）サンフランシスコ講和条約が一九五二年四月二八日に発効となつてから、やつと日本と単独で平和条約（日華平和条約）を調印できるようになつたためである。

一九五一年から一九五六年までの期間、中華民国政府が最初に取り組んだ課題は、オーストラリア政府が刑の継続のため、台湾人戦犯を日本に「原籍送還」したことであった。戦犯裁判が終わり、刑期が確定された後、死刑判決を受けなかつた台湾人戦犯は、他の日本人戦犯と同じく最初はオーストラリアで刑に服していた。その中で、台湾人戦犯が最も多くいたのは、マヌス島の刑務所であった。しかし間もなく、オーストラリア政府は日本との戦後の友好関係再建などを理由に、一九五三年より順次、戦犯らを「原籍送還」し、元の国籍のある国の政府に刑の続行を要求した³⁴。資料によると、確かに一部の台湾人戦犯が台湾に送還されたが、同時に大多数の台湾人戦犯はこの過程の中で中華民国の台湾ではなく日本に送られたのである³⁵。

一九五二年駐オーストラリア大使館が台北の外交部に送った報告書によると、オーストラリア政府に、「原籍地に送還し刑を執行する」という要求を行ったのは、日本政府であった。これで、中華民国政府は受動的に、しかも遅れてこの件に取り組み始めることとなった。さらに、オーストラリア政府が日本政府の要求に全面的に応じ、「刑期

未満了の日本人戦犯を日本に送還して刑を継続する」ことを決めた後も、中華民国駐オーストラリア大使館はなおも「日本政府とオーストラリア政府に刑期未満了の台湾人戦犯を台湾や日本に送り刑を継続することを要求するか否か」と、台北にある外交部に更なる指示を求めている。⁽³⁸⁾このことから、中華民国政府は台湾人戦犯の「原籍送還」と台湾で刑を継続することに対しての態度もさほど明確ではなかったことがわかる。確かに、駐オーストラリア大使館は何度かオーストラリアに対してマヌス島に拘留されていた台湾人戦犯を釈放するように要求していた。そのような動きの一方で、これらの台湾人戦犯を「原籍送還」し、台湾で「刑の執行」を継続するか否かという件については、態度を保留し続けていた。中華民国がこの件について検討し始めたのは、中華民国政府が「刑の継続を保証する」ことができるなら「先に台湾に送還」すると、オーストラリア政府が提案してからである。⁽³⁹⁾オーストラリア側のこの提案に関して、中華民国外交部のちに駐オーストラリア大使館に、「必要な場合、我々は二〇年の懲役刑や無期懲役刑を下された」台湾人戦犯を「台湾に移動させ刑を継続させながら相談の余地を保つ」と伝え、また何度かこのような立場をオーストラリアに表明するよう指示したが、⁽⁴⁰⁾時すでに遅く、最終的に、台湾人戦犯を「台湾に移動させ刑を継続させる」ことは叶えられなかった。「原籍送還して刑

を継続する」という問題への反応から鑑みるに、中華民国政府はオーストラリアの台湾人戦犯に対しては、消極的で受動的な態度を取っていたといえる。

また、一九五二年からもう一つの問題が発生した。戦犯の「赦免と減刑」についてである。資料によると、日本政府（法務省の中央更生保護審査会が中心）と中華民国政府は台湾人戦犯に代わり、オーストラリア政府に（そして他の連合国に）、BC級戦犯を減刑、あるいは赦免し、彼らの刑期満了前に釈放するように要求した。この問題において、日本政府も中華民国政府も自分が台湾人戦犯の問題を処理する正当性を持つと考えていた。ただし、中華民国政府が日本政府のどちらが主に台湾人戦犯の「赦免と減刑」の要求を提出できるかという問題に対して、中華民国政府が消極的対応を取っていたことには注意せねばならない。台湾人戦犯の国籍問題については、前述のように、一九四六年、中華民国政府がすでにすべての台湾の人民の国籍を中国（中華民国）籍とする命令を出した。さらに、日本と関わる戦後処理については、台湾人の国籍問題を含めて、一九五二年にサンフランシスコ講和条約が発効し、中華民国と日本国が個別に「日華平和条約」を調印したのちには確認されたはずであった。しかし、一九五四年、日本政府がオーストラリアでの台湾人戦犯の有罪判決を受け、彼らの「赦免と減刑」という要求を提出した際、⁽⁴¹⁾中華民国

政府は沈黙を保ち、この間、連合国や日本側への異議申し立ても行わなかった。このように、中華民国政府は当時、台湾人戦犯の国籍問題については消極的で曖昧な態度を取っていたのである。

台湾人戦犯の身分と関わる「越境的」課題の三つ目は「釈放と送還」についてである。一九五一年からオーストラリアで刑に服していた台湾人戦犯が刑期満了によって釈放されはじめた。さらに「南洋近辺で拘留されている台湾同胞を救出する」ため、台湾省政府も一九五二年にその管轄下の二二の台湾各県市に電報を送り、「日本占拠時代に従軍を強いられた台湾同胞」の調査を命じた。その後、各自治体からの報告に基づく調査資料を外交部に提示した⁽⁴⁵⁾。

当時、中華民国はオーストラリア政府にすでに釈放された台湾人戦犯を台湾に送還するように交渉したが、中華民国政府とオーストラリア政府の間には、台湾人戦犯の国籍に対する共通認識はなかった。その結果、台湾人戦犯はオーストラリア政府にマヌス島から直接台湾にはなく、日本に送られた⁽⁴⁶⁾。この際、中華民国外交部は駐オーストラリア大使館を通じ、この件についてオーストラリア政府と継続的に連絡をとっており、そこに送還された台湾人戦犯のリスト、日本に送還された時間、搭乗した戦艦の名前などの詳細まで含まれていたにもかかわらず、オーストラリア政府に対する抗議や反対は交渉記録の中で全く見られなかつ

た。それどころか記録からは、中華民国政府はオーストラリア側の決定やその後の行動を消極的にはあるが受け入れたことがわかった。オーストラリア側が台湾人戦犯を他の日本人戦犯と一緒に日本に送還することを確認した際にも、「事前に日本側と密談すれば、台湾省人民を台湾に送還することの同意が日本との間に得られるだろう」といった意見があり、釈放された台湾人戦犯の送還問題の主導権を日本政府に差し出したのである⁽⁴⁷⁾。

中華民国政府の報告によると、一九五三年のこの件について、台湾世論に「頗る多くの非議」が巻き起こり、由々しき事態として、中華民国政府のトップが注視するまでに至った。「オーストラリアにて刑期を終えた台湾人同胞が日本に送還されることを新聞記事により知った後の反応」を見て、当時の総統・蔣介石が息子の蔣経国を介して、外交部長の葉公超に、「外交部が何故主導的に交渉を行わなかったのか調査せよ⁽⁴⁸⁾」と命じた。総統府の報告によると、台湾の民衆は台湾人戦犯について次のように考えていたという。「日本の戦犯として受刑していたが、すでに刑期を終えているので、無罪の自由な中国の国民である。台湾に送還するか我が国の政府に身柄引渡しを通知し、彼らを尊重すべきであり、日本には送還すべきではなかった。我が国の外交当局がこの件に対して全く意思表示⁽⁴⁹⁾をしていないことから、台湾同胞への差別は明らかである」。また、同

時期の中華民国政府の「華僑」に対する強い関心は、台湾世論の更なる不満を招いてしまった。中華民国政府高官の書簡に次のように綴られていた。「この度、フイリピン政府が多くの無実の華僑を逮捕したことについて、我々政府当局は何度も諦めずに交渉を行った。成果は得られなかったものの、華僑同胞の精神に対する慰めにはなっている。一方、刑期を終えた台湾同胞に関して、政府がこともあろうに交渉さえしていないことは、実に不当である」。

その後、中華民国駐オーストラリア大使館はすぐにオーストラリア側に、「台湾人戦犯はすでに中国籍の人民となつたにもかかわらず、オーストラリア側は釈放せず、さらに日本人戦犯と一緒に日本へ送り継続して服役させるのは、感情の面でも道理の面でも筋が通らない」と主張し、オーストラリア政府に刑期満了した台湾人戦犯を「台湾への直接送還」を検討するよう要求した。⁵¹ これまでの消極的態度から一変して、中華民国駐オーストラリア大使館はさらに「我々は一貫して、オーストラリアに赦免や仮釈放の同意と、台湾への送還を求めている」と主張した。⁵² これらの変化を、台湾民衆の不満を引き起こした「台湾省の世論」と比較すると、中華民国政府は台湾人戦犯に関連する問題について明らかに受動的な態度を取っている。このような受動的態度は、総統府自体の報告の中ですら批判される、その問題が深刻かつ普遍的なものであったとわかる。

さらにのち、中華民国政府はオーストラリアの台湾人戦犯問題に関して、新しい「越境的」課題に直面する。例えば、一九五六年七月、オーストラリア政府が一方的に「日本戦犯に関する新しい減刑釈放の方法」を公布し、まだ東京の巣鴨刑務所で服役していた数名の台湾人戦犯を釈放することを決定した。その後まもなく「刑期の三分の一あるいは十年以上の刑に服した」多数の台湾人戦犯を複数回に分けて釈放した。⁵³ したがって、多くの「原籍に送還され」日本で継続して服役していた台湾人戦犯は、刑期満了前に釈放されることとなった。しかし台湾人戦犯は新たに巣鴨刑務所から釈放された後、どこに行けば良いのか、台湾人戦犯はいつたい何人なのか、という問題に直面した。

資料によると、一部の釈放された台湾人戦犯は中華民国に直接送還されたが、多くの台湾人戦犯が釈放後もそのまま日本に残留することになった。例えば一九五三年六月、日本で釈放された台湾人戦犯一名が横浜から台湾まで送還されたが、同時に釈放されたその他の台湾人戦犯は日本に残留することを選択した（選択「できた」ともいえる）。⁵⁴ 情勢の変化によって、一九五六年に釈放された台湾人戦犯の多くは、釈放後も日本に残留することを希望し、台湾への帰還を望まなかった。この際、釈放された台湾人戦犯を説得し台湾へ帰還させることについて、中華民国駐日大使館は、「彼ら自身の要望と我が国内の一般世論の反応との

双方に⁽⁶⁵⁾「応える」べきとした。中華民国政府の最高機構、つまり総統府もこのことを知っており、「オーストラリアから四七名の台湾人戦犯が日本に送られ一刑の執行を継続されるという情報とそのリストを外交部に提供した。⁽⁶⁶⁾総統府はさらにこの四七名の台湾人戦犯のうち「九名はすでに刑期満了で釈放され、現在は横浜で日本政府に衣食住を提供されている。彼らは自身の境遇を極めて苦しいものと感じているが、台湾へ帰るか否かは表明していない」と指摘した。

奇妙なことに、マヌス島に収監されていた複数名の台湾人戦犯が、一九五三年に、中華民国政府に対して、彼らの釈放と台湾への送還を支援してくれるよう手紙で求めていたが、当時彼らは中華民国政府の支援を得られなかった。⁽⁶⁷⁾しかしオーストラリア政府が一九五六年一〇月に（赦免と減刑の後に）東京巢鴨刑務所に収監された台湾人戦犯を釈放することが決まった後には、中華民国政府は彼らを必ず台湾に送還するよう要求したのである。最終的に、釈放された台湾人戦犯の一部が中華民国政府の要求を拒み、日本に残留することを希望した。⁽⁶⁸⁾のちに中華民国政府は様々なルートから、巢鴨刑務所より釈放された台湾人戦犯に対して日本に残らず台湾に帰るように説得しようとした。⁽⁶⁹⁾

中華民国政府の台湾人戦犯に関する態度と政策は、この

間、明らかに大きく転換した。その原因の一つは、中国の「反共」イデオロギーである。一九五〇年代、中国国民党が台湾に撤退し、中国共産党と海を隔てて対峙する構造が出来上がった後、「反共」は国民党政府の最高指導方針となった。第二次世界大戦後、国際政治が形成した「冷戦」構造は、中華民国政府の政策決定過程において、「反共」イデオロギーをさらに重要な要素として決定づけた。台湾人戦犯の「釈放と送還」の問題において、この戦後／冷戦体制が形成した反共というイデオロギーは、国民党政府の決定や処理方針に甚大な影響をもたらしたといえる。例えば、一九五六年七月から八月にかけて、オーストラリア政府は東京巢鴨刑務所に収監された戦犯を釈放することを決定した。台湾人戦犯も含まれており、そのうちの多数は出所後に日本に残留して仕事をすることを希望し、台湾への帰還を望まなかった。この問題に関して、日本政府は釈放された台湾人戦犯を台湾に「強制送還する権利はない」としていた。中華民国駐日大使館はのちにこの件について外交部に「釈放された台湾省民が我々の忠告にもかかわらず依然として台湾に帰らず日本に残留を続けることを希望する場合、いかに対応すべきか」と指示を求めた。実際、日本外務省から一五名の台湾人戦犯が釈放後台湾への帰還を望んでいないという情報を得ていた。⁽⁷⁰⁾外交部は「賊軍」〔訳注＝原文「匪偽」、ここでは敵対していた共産党のこと〕

に利用されないため、釈放された台湾人戦犯に台湾に帰還するよう忠告せよ」と伝え、また駐外大使館のスタッフには「常に細心の注意を払うように」、また日本に残留する台湾人戦犯が「偽僑委会」（訳注）に在日の中国共産党の華僑組織を指す）に引き込まれるのを防ぐように指示した。

このような指示を受け、中華民国駐日大使館も実際に行動し、「計六五名の戦犯に対し、人員の派遣や慰労品の分配を行い、もって国内の生活が安定していることを宣伝した」⁶⁴。しかしこれらの「忠告」の効果は極めて限られたものであった。大使館のスタッフが「収監中及び釈放された台湾人戦犯計六五名に対して、台湾宝島タバコ一缶及び日本円で二〇〇円相当のクッキー一箱を贈り、本大使館の関心を示し、これを機に早く帰国するように忠告した」⁶⁵が、結局ほんの少数の台湾人戦犯のみが釈放後に台湾に帰ることを決めたにすぎなかった。巢鴨刑務所の最後の一群の台湾人戦犯が一九五六年に釈放された際の駐日大使館の調査報告によると、日本で釈放された台湾人戦犯は六四名いたが、台湾への帰還を計画していたのはわずか二名であった。⁶⁶

以上の分析から、「反共」イデオロギーに基づく政治的思惑は、国民政府が台湾人戦犯の「釈放と送還」問題に関する処理の方針及び手段を決定する際に、大きく影響したといえよう。興味深いことに国民政府の「反共」イデオロ

ギーは、台湾人戦犯の救助を求める地方の民意につながった。例えば、一九五五年に、台南市議会は政府に「海外を流浪している台湾同胞を迎える法を設け、反共の力を強めよう」と提案したことがある。

以上の台湾人戦犯の「釈放」に関する状況から、中華民国政府は台湾人戦犯の国籍について明確な主張をしなかつたために、台湾人戦犯の帰属について様々な論議が引き起こされた。「原籍送還と刑の継続」についての問題では、中華民国政府は消極的な態度を取っており、台湾人戦犯の国籍は中華民国であると強く主張しなかつた。のちに、「赦免と減刑」及び「釈放と送還」に関する問題では、中華民国政府は徐々に積極的な態度をとるようになり、日本で釈放された台湾人戦犯は中華民国に帰還すべきと明確に主張し始めた。ただしこのような変化は、戦後／冷戦体制という状況下での「反共」イデオロギーに基づくものだったのである。

中華民国政府がオーストラリアや日本など各国と交渉した際の外交文書によると、中華民国政府の戦後の台湾人戦犯に関する対応、特に幾つかの「越境的」な課題について、台湾人戦犯の「国籍」に関する問題（彼らの法律的権利や義務など）に対する中華民国政府の態度は曖昧で、矛盾を孕んだものであり、多くの論議を呼んだ。中華民国政府は戦後かなり長い間、台湾人戦犯の「国籍」問題につい

てはつきりと確認しないままであった。この間、台湾人戦犯は完全に中華民国に国民と認定されず、戦後十年の間、刑期を満了、或いは移管され服役を継続した場合も、次々と日本に送還された。前述のように、戦後の越境的な文脈の中で、連合国が台湾人戦犯に行つた裁判において、台湾人戦犯の身分は矛盾をはらむ不安定な状態にあつたのである。

結びに

戦争の終結は日本植民地帝国の崩壊を意味し、中華民国政府はそれに従い台湾の統治を始め、台湾人の身分は帝国日本の臣民から中華民国の国民に変わった。このような巨大な変化の中、戦後の戦犯裁判においてその戦争責任を追求された台湾人戦犯も中華民国の国籍を有することになった。つまり中華民国の軍事裁判所で起訴された数十名の台湾人戦犯は、一九四六年から一九四九年までの間に裁判を受けた時、すでに中華民国の国民となつていた。すなわち、これらの台湾人戦犯は自分の国に戦犯として裁かれたのである。一般の戦犯裁判は「対外的」なものであり、つまり自国を傷つけた敵国の人民や兵士に対するものであったが、しかし中華民国が台湾人戦犯に行つた裁判は「対内的」に、自国民に対する裁判であつた。

その一方、戦後中国以外の連合国に裁かれた台湾人戦犯にとつて、彼らは日本の戦争犯罪を罪状として起訴されたが、日本はすでに彼らの国ではなく、中華民国が新たな彼らの国だった。しかし、本論におけるオーストラリアの台湾人戦犯に関する研究から、台湾人戦犯の新しい国籍がオーストラリアでの裁判結果を変えることはなかつたことがわかつた。戦後オーストラリア政府はオーストラリア軍人が戦時中——特に捕虜となつた後——受けた傷害や殺害といった被害を戦争裁判の重点においたために、オーストラリアで裁判を受けた多くの台湾人戦犯は、看守をしていた時期に引き起こされた連合国軍捕虜に対する傷害事件を引き合いに出され、厳しい処罰を受けた。その結果、オーストラリアでの裁判においては台湾人戦犯の人数は被告全体の一五%をも占めることになった。その中で比較的知られている例としては、第二次世界大戦におけるオーストラリアの「最大の悲劇」とされた「サンダカン死の行進」に関与した数名の台湾人戦犯であり、一九四六年にオーストラリアの軍事裁判所で死刑判決を言い渡され、執行された。本論はさらに、戦後初期の中華民国、日本、そして連合国各国政府が、台湾人戦犯という特殊で多重な「国籍」に対し、曖昧かつ矛盾する態度をとつたため、台湾人戦犯の「原籍送還と刑の継続」「赦免と減刑」「釈放と送還」などの問題に多くの論議が引き起こされたことを明らかにし

た。さらに本論では、中華民国政府の台湾人戦犯に関する問題の処理方針と方法は、明らかに「反共」というイデオロギーに影響を受けていたことを明らかにした。

運命に翻弄される、ということとは、戦争の歴史において最もよく見られる。第二次世界大戦において、敵対関係にあった中華民国と台湾は、戦争が終わった後に皮肉にも同じ国になってしまった。このような変化から生まれた矛盾や論議は、台湾人戦犯の裁判において浮き彫りになった。それゆえに、戦犯裁判にかかわる問題において——戦争正義や戦争責任の議論を含めて——、中華民国と台湾人の間には非常に複雑な関係があった。これまでこの問題に関連する歴史はあまり注目されてこなかったが、この時期の歴史は中国の対日抗戦史、植民地台湾の歴史、あるいは第二次世界大戦の歴史においても、特殊で深く探究すべき意義がある。新しい史料と新しい研究テーマが明らかになった現在こそ、この時代の歴史に改めて向き合い、研究することができる。

注

- 〈1〉 内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』（勁草書房、一九八二年）、山本七平『洪思翊中将の処刑』（文藝春秋、一九九七年）、内海愛子『キムはなぜ裁かれたのか——朝鮮

人BC級戦犯の軌跡』（朝日新聞出版、二〇〇八年）を参照。

- 〈2〉 以下の関連する研究を参照。鍾淑敏「俘虜收容所——近代台湾史的一段悲歌」『曹永和先生八十寿慶論文集』（台北：菓学書局、二〇〇一年）二六一—二八八頁。濱崎紘一著、邱振瑞訳『我啊！——一個台湾人日本兵簡茂松の人生』（台北：圓神出版社、二〇〇一年）。木村宏一郎「忘れられた戦争責任——カーニコバル島事件と台湾人軍属」（青木書店、二〇〇一年）、中訳本は陳鵬仁訳『被遺忘的戦争責任』（台北：致良出版社、二〇一〇年）。和田英穂「戦犯と漢奸のはざまで——中国国民政府による対日戦犯裁判で裁かれた台湾人」『アジア研究』第四九巻第四号（アジア政経学会、二〇〇三年一〇月）七四—八二頁。李展平『前進婆羅洲——台籍戦俘監視員』（南投：国史館台湾文献館、二〇〇五年）。李展平「戦犯悲歌——滞日台籍戦犯訪查実録」『台湾文獻』第五七巻第一期（二〇〇六年三月）八八—一〇四頁。李展平「戦火紋身的監視員——台籍戦俘悲歌」（南投：国史館台湾文獻館、二〇〇七年）。藍適齊「可悲傷性、「戦争之框」と台籍戦犯」、汪宏倫主編『戦争与社会——理論、歴史、主体経験』（台北：聯経出版社、二〇一四年）三九三—四三三頁。また、日本の学界での日本人のBC級戦犯に関する研究において、台湾人戦犯についての資料が少ないながらも見られる。以下参照。茶園義男編『BC級戦犯英軍裁判資料』上・下（不二出版、一九八八—一九八九年）、茶園義男編『BC級戦犯和蘭裁判資

料——全巻通覧』(不二出版、一九九二年)、岩川隆「孤島の土となるとも——BC級戦犯裁判」(講談社、一九九五年)。

〈c〉 Barak Kushner, *Men to Devils, Devils to Men: Japanese War Crimes and Chinese Justice* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2015), p. 109.

〈4〉 今までの研究はほとんど戦後の日本の公式の統計資料を引用し、台湾人戦犯の総人数を一七三名としてきた。

(日本) 厚生省引揚援護局『韓国、台湾出身戦争裁判受刑者名簿』昭和三〇年(一九五五)一月一日現在(以下『厚生省名簿』)四頁を参照。しかし、日本の学者・和田英穂は詳しく計算した後、中華民国で裁判を受け、有罪判決を受けた台湾人戦犯の人数を、もともと統計にあつた四一名から五八名とした。和田英穂「戦犯と漢奸のはざま——中国国民政府による対日戦犯裁判で裁かれた台湾人」一八〇頁を参照。本論ではここで加えられた一七名をもとの統計に加えて、総人数を計一九〇名とした。

〈5〉 湯熙勇「恢復国籍の争議——戦後旅外台湾人の復籍問題(1945-1947)」『人文及社会科学集刊』第一七巻第二期(二〇〇五年六月)三九八頁。

〈6〉 宋志勇「国民政府の対日政策とBC級戦犯裁判」一〇八、一一四頁。他の資料において、確認された戦犯容疑者の数はさらに少なく、二〇三三名しかいなかった。最終に有罪判決を受けた人数についても、いくつか異なる結果が出ており、四四二人から五〇四人までという結果があっ

た。和田英穂「被侵略国による対日戦争犯罪裁判——国民政府が行った戦犯裁判の特徴」『中国研究月報』六四五号(中国研究所、二〇〇一年一月)二二—二三頁も参照。しかし、五〇四名が有罪判決を受けたのは、一番よく引用された数値である。Philip Piccigallo, *The Japanese on Trial*, (Austin, Texas: University of Texas Press, 1979), p. 173 も参照する。

〈7〉 和田英穂の統計によると、これらの数字は、欧米の学者の統計とは類似している。しかし、異なる年の資料においても、記載されている人数は若干異なっている。和田英穂「被侵略国による対日戦争犯罪裁判——国民政府が行った戦犯裁判の特徴」二三頁と Philip Piccigallo, *The Japanese on Trial*, p. 173 を参照。

〈8〉 和田英穂「戦犯と漢奸のはざま——中国国民政府による対日戦犯裁判で裁かれた台湾人」一八〇頁。

〈9〉 同前、八一頁。

〈10〉 厚生省引揚援護局『厚生省名簿』三八頁、その附表「台湾出身戦争犯罪裁判死囚者一覧」昭和四三年(一九六八)八月二六日。

〈11〉 和田英穂「戦犯と漢奸のはざま——中国国民政府による対日戦犯裁判で裁かれた台湾人」八一頁。

〈12〉 多くの研究は、死刑を執行された台湾人戦犯が二六名いるとしている。鍾淑敏「俘虜収容所——近代台湾史的一段悲歌」二六二頁、李展平「前進婆羅洲——台籍戦俘監視員」四、六頁。しかし日本側の研究は、そのうちの五名

は、裁判を受けて監禁されていた期間に病氣、自殺、あるいは他の原因で亡くなったと指摘した。東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』（青木書店、一九八九年）二二五頁を参照。日本公式の統計資料からも、オーストラリア管轄下の台湾人戦犯二名の死因は「意外」で、一名の死因は「疾病」で、一名の死因は「自殺」であることが確認できる。その他、中国の管轄下の台湾人戦犯の一名の死因は「疾病」である。厚生省引揚援護局『厚生省名簿』三六一三頁。以上の対照と分析に基づき、本論は死刑を執行された台湾人戦犯の人数は、二一名とせる。

- <13> Yuna Torani, *Justice in Asia and the Pacific Region, 1945-1952: Allied War Crimes Prosecutions* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2015), p. 14.
- <14> “World War II war crimes—Fact sheet 61,” Australian War Memorial, <http://www.raa.gov.au/collecton/fact-sheets/fs61.aspx> (二〇一六年五月二日ダウンロード)
- <15> “Jap war criminal trials end,” *China News* (report by AFP), April 16, 1951.
- <16> “World War II war crimes—Fact sheet 61,” Australian War Memorial.
- <17> オーストラリア戦争記念館の記録より。 “The war crimes trials,” Australian War Memorial, <https://www.awm.gov.au/exhibitions/stolenyears/ww2/japan/warcrimes/> (二〇一六年五月二日ダウンロード) を参照。

<18> 厚生省引揚援護局『厚生省名簿』一八一三、二二五—二八、三〇—三三、三六一—三八頁。

<19> 台湾人戦犯が最初にオーストラリアに死刑判決を受け執行されたのは一九四六年六月であった。厚生省引揚援護局『厚生省名簿』三六頁を参照。

<20> National Archives of Australia (NAA): A471, 80754 PART 1-3, War Crimes—Military Tribunal—SHOJI Kuraji (Sergeant); MATSUTAKE Katsuhji (Sergeant); KOGO Shigeru (Sergeant); ASAKUSA Katsuji (Sergeant); INAGAKI Tetsuo (Lieutenant); KUBO Akhiko (Lieutenant); NAGATA Tomio aka KYOGAWA: KYOSE Norisuke; MATSUDA Takeishi; OKAMOTO Kiemel; ISHIMOTO Yoshio; TSUDA Seiji; FUJIMOTO Yoshio; TAGAWA Nobuyuki; SUZUKI Noboru; YASUMOTO Yoshio; HAYAMA Takeo; MATSUDA Buichi; ISHII Hideo; TAKAMURA Shoji; TOKUDA Masatake; MATSUBAYASHI Takeo; TAKAMI Tsuneo; KIMURA Seijiro; NAGAYOSHI Seichi; KAWAMURA Katsuo; KANEKO Shigemori; IMAGAWA Masamune; KATO Tadao; FUJIMURA Shigeru; TAKENAGA Shigematsu; KOBAYASHI Teruo; NAGAMURA Eiki; KASAMA Eiji; OKOBAYASHI Takemitsu; FUJITA Yoshio; TOMIBAYASHI Teruo; YOSHIDA Koichi; OKAMOTO Shozo; SIGIYAMA Seichi; KOIKE Yasushi; SHIMIZU Kanji (Rank for above servicemen: Guards); (Prisoner of War Camp Lintang Barracks, Kuching Sarawak): Place and date of Tribunal—Morotai, 22-31 January

1946.

〈21〉 厚生省引揚援護局『厚生省名簿』三八頁、同附表「台湾出身戦争犯罪裁判死歿者一覽」昭和四三年（一九六八）八月二十六日。

〈22〉 National Archives of Australia (NAA): A471, 81213, War Crimes—Military Tribunal—KITAMURA Kotoro AWC 755: KAWAKAMI Koyoshi AWC 751: SUZUKI Saburo AWC 824: Date and Place of Tribunal—Rabaul, 25, 27 and 28 July 1946.

〈23〉 National Archives of Australia (NAA): A471, 81015, War Crimes—Military Tribunal—HAYASHI Yoshinori AWC 720: Place and date of Tribunal—Rabaul, 29 and 30 May 1946.

〈24〉 “Sandakan,” Australian War Memorial, <https://www.awm.gov.au/exhibitions/stolencyears/www2/japan/sandakan/>（二〇一六年五月二日アクセス）

〈25〉 Bruce Scates, *ANZAC Journeys: Returning to the Battlefields of World War II* (New York: Cambridge University Press, 2013), p. 102.

〈26〉 National Archives of Australia (NAA): A471, 81213, War Crimes—Military Tribunal—KITAMURA Kotoro AWC 755: KAWAKAMI Koyoshi AWC 751: SUZUKI Saburo AWC 824: Date and Place of Tribunal—Rabaul, 25, 27 and 28 July 1946.

〈27〉 National Archives of Australia (NAA): A471, 81015, War Crimes—Military Tribunal—HAYASHI Yoshinori AWC 720: Place and date of Tribunal—Rabaul, 29 and 30 May 1946.

〈28〉 彼の物語²⁸ Lynette Ramsay Silver, *Sandakan: A*

Conspiracy of Silence (New South Wales: Sally Milner Publishing, 1998/2011 4th Revised edition) 特記“Chapter 14: And Then There Were Six”を参照せよ。オーストラリア退役軍人部 (Department of Veterans' Affairs) のサイトも参照。“the marches,” http://www.wvausustralia.gov.au/behindwre/story_marches.html（二〇一六年五月二日アクセス）。またこの議論に関して、国立政治大学の王致凱氏の重要な意見に感謝の意を表した。

〈29〉 Alan Ramsey, “A lofty hero moved by rescue mission,” *The Sydney Morning Herald*, August 9, 2008, <http://www.smh.com.au/news/alan-ramsey/a-lofty-hero-moved-by-rescue-mission/2008/08/08/1218139074475.html>（二〇一六年五月二日アクセス）を参照。

〈30〉 National Archives of Australia (NAA), A471, 80915, War Crimes—Military Tribunal—MATSUBISHI MATSUO Tozaburo (Sergeant) AWC 2910: AYZAWA Harimoro (Private) AWC 2651: HAYASHI Hajime AWC 2683: KIOHARA Takeo AWC 2913: OKABAYASHI Eikyu AWC 2685: YANAGAWA Verane AWC 2914: SHIMURA Yuzo AWC 2911: FURUYA Eisuke AWC 2912: TAKABAYASHI Tsuruchi AWC 2684: Date and Place of Tribunal—Rabaul, 10–16 April 1946. この文書のタイトルは原文の「レポート」何人かの台湾人戦犯の名前の綴りが間違っている。

〈31〉 National Archives of Australia (NAA), A471, 80978, War Crimes—Military Tribunal—TASAKA Mitsuo (Lieutenant)

AWC 2915, 26th Supply Depot: TAJIMA Moriji (Lance

Corporal) AWC 2916, 228th Infantry Regiment: YONEDA Susume AWC 2686: Date and Place of Tribunal—RABAU, 23 April 1946. 米田進の正確な名前の綴りは Yoneda Susumu

である。当文書には米田進にサインされ、出された「請願状」(petition) が二部ありその名前はそのままであるにもかかわらず、この文書のタイトルが示したように、オーストラリアの裁判所に残された裁判関連記録においては、彼の名前はほとんど Yoneda Susume と間違えられている。

<32> 中華民国駐澳大利亞国大使館「呈復關於交涉遣返被拘於曼納斯島之台籍戰犯結果情形由」一九五一年八月二十三日『外交部檔案』075.32/0006 戦後被盟軍拘禁之台籍戰犯遣返案 11-EAP-02235' 一九一頁。「曼納斯島」はマヌス島の中国語の訳名である。

<33> 中華民国駐澳大利亞国大使館「電呈關於交涉遣還曼納斯島台籍戰犯案」一九五一年一〇月三十一日、『外交部檔案』075.32/0007 戦後被盟軍拘禁之台籍戰犯遣返案 11-EAP-02236' 一三三頁。

<34> 中華民国駐澳大利亞国大使館「呈復關於設法釋放曼納斯島台籍戰犯案」一九五一年九月一八日、『外交部檔案』075.32/0007 戦後被盟軍拘禁之台籍戰犯遣返案 11-EAP-02236' 四頁。

<35> 関連する分析は、Dean Aszkelowicz, "Repatriation and the Limits of Resolve: Japanese War Criminals in Australian Custody," *Japanese Studies*, Vol. 31, No. 2 (September 2011), pp.

211-228 を参照。

<36> 一九五三年八月に送還された。『外交部檔案』075.32/0001 台籍戰犯' 11-EAP-02230' 一一〇—一一一' 一六一—一八頁を参照。

<37> オーストラリア政府は何回かに分けて、その管轄下の日本人戦犯(台湾人戦犯を含む)をマヌス島から日本へ送り、刑期を継続させた。台湾人戦犯の人数が最も多い回は、一九五三年七月八月と一〇月であった。『外交部檔案』075.32/0001 台籍戰犯 11-EAP-02230' 五六—五七' 七一' 一〇二—一〇四' 一一三—一二八頁、『外交部檔案』075.32/0002 台籍戰犯 11-EAP-02231' 二六、九五頁を参照。

<38> 中華民国駐澳大利亞国大使館「呈報關於交涉釋放台籍戰犯事」一九五二年一〇月一日、『外交部檔案』075.32/0001 台籍戰犯 11-EAP-02230' 一三三頁。

<39> 中華民国駐澳大利亞国大使館「檢呈關於交涉釋放被澳判刑之台籍人民事有閔節畧敬祈鑒核由」一九五三年一二月二八日、『外交部檔案』075.32/0002 台籍戰犯 11-EAP-02231' 一五八—一五九頁。

<40> 中華民国駐澳大利亞国大使館「呈復關於交涉將被澳方判刑之台籍人釈放返台事檢呈本館節畧澳方抄件呈請鑒核由」一九五五年六月四日、『外交部檔案』075.32/0003 台籍戰犯 11-EAP-02232' 一一一—一一二頁。

<41> (中華民国) 外交部收電、駐澳大使館発、一九五六年一月二六日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 三六頁。

- 〈42〉 “Application for Clemency 27 February, 1954, Document 3, Summary of the Case in which Chinese laborers were killed at Rabaul” 日本外務省檔案：講和条約発効後：赦免勧告関係、オーストラリアの部、D-1-3-0-3-9-2、三七七—三七九頁を参照。
- 〈43〉 台湾省政府致外交部電文、一九五二年（月日は不詳）、『外交部檔案』075.32/0007 戦後被盟軍拘禁之台籍戦犯遣返案 11-EAP-02236、四二—四四頁。
- 〈44〉 『外交部檔案』075.32/0007 戦後被盟軍拘禁之台籍戦犯遣返案 11-EAP-02236、六五—八五頁を参照。
- 〈45〉 中華民国駐澳大利亞国大使館「檢呈關於交涉釈放台籍戦犯事澳來畧及附件呈請鑒督由」一九五三年六月五日、『外交部檔案』075.32/0001 台籍戦犯 11-EAP-02230、三三—三頁、中華民国駐澳大利亞国大使館「檢呈澳外部來畧關於釈放曼納斯島之台籍人民事抄件呈請鑒督由」一九五三年七月一日、『外交部檔案』075.32/0001 台籍戦犯 11-EAP-02230、五三頁、中華民国駐澳大利亞国大使館「檢呈關於被拘曼納斯島台省籍人民有閱資料呈請鑒督由」一九五三年八月七日、『外交部檔案』075.32/0001 台籍戦犯 11-EAP-02230123 などを参照。
- 〈46〉 原文は「澳外交部（中略）願證実遣送被拘曼納斯島日籍戦犯包括台省籍人民」。中華民国駐澳大利亞国大使館「檢呈關於澳方擬將被拘曼納斯島台省籍人民送往日本執行未滿刑期事有閱資料呈請鑒督由」一九五三年八月二二日、『外交部檔案』075.32/0002 台籍戦犯 11-EAP-02231、二六—二八頁。
- 〈47〉 外交部取電「駐澳大使館発」一九五三年七月二九日、『外交部檔案』075.32/0001 台籍戦犯 11-EAP-02230、一〇〇頁を参照。
- 〈48〉 蔣経国致函葉公超、一九五三年七月一三日、『外交部檔案』075.32/0007 戦後被盟軍拘禁之台籍戦犯遣返案 11-EAP-02236、一〇九頁。
- 〈49〉 蔣経国致函葉公超、一九五三年七月一三日、『外交部檔案』075.32/0007 戦後被盟軍拘禁之台籍戦犯遣返案 11-EAP-02236、一一〇頁。原文に句読点がない。
- 〈50〉 蔣経国致函葉公超、一九五三年七月一三日、『外交部檔案』075.32/0007 戦後被盟軍拘禁之台籍戦犯遣返案 11-EAP-02236、一一〇頁。原文に句読点がない。
- 〈51〉 中華民国駐澳大利亞国大使館「電呈覆關於向澳方交涉將被判為戦犯服刑之台省籍人民減刑釈放或仮釈遣返台湾一案由」一九五三年九月一二日、『外交部檔案』075.32/0002 台籍戦犯 11-EAP-02231、六九—七〇頁。原文に句読点がない。
- 〈52〉 中華民国駐澳大利亞国大使館「密不録由」一九五三年一〇月一六日、『外交部檔案』075.32/0002 台籍戦犯 11-EAP-02231、一一九—一二頁。
- 〈53〉 中華民国駐澳大利亞国大使館「檢呈澳外長與陸軍部長發表声明公佈对日本戦犯之新減刑辦法原声明呈請鑒督由」一九五六年七月一二日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戦犯 11-EAP-02233、四四—四五頁。中華民国駐澳大利亞国

- 大使館「檢呈澳積放第三批台籍戰犯十人名單敬祈鑒核由」一九五六年七月二八日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 五七一五八頁。中華民國駐澳大利亞國大使館「檢呈關於澳政府積放台籍戰犯事有閱來函抄件敬祈核轉由」一九五六年一〇月四日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 九三一—九四頁。
- <54> 『外交部檔案』075.32/0001 台籍戰犯 11-EAP-02230' 四一—五三、一〇〇頁。
- <55> 中華民國駐日本國大使館致外交部、一九五六年八月三日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 六九頁。
- <56> 總統府機要室資料組致外交部、一九五三年八月二七日、『外交部檔案』075.32/0002 台籍戰犯 11-EAP-02231' 三五—三八頁。
- <57> 總統府機要室資料組致外交部、一九五三年八月二七日、『外交部檔案』075.32/0002 台籍戰犯 11-EAP-02231' 三六頁。
- <58> 共計有六八名台灣籍戰犯提出陳情、『外交部檔案』075.32/0007 戰後被盟軍拘禁之台籍戰犯遣返案、11-EAP-02236' 一六九—一七五、一九六頁。
- <59> 『外交部檔案』075.32/0007 戰後被盟軍拘禁之台籍戰犯遣返案、11-EAP-02236' 二二一九、二三八頁。
- <60> 中華民國駐日本國大使館致外交部、一九五六年一〇月、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 一一〇—一一一頁。
- <61> 中華民國駐日本國大使館致外交部、一九五六年七月三〇日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 六六頁。
- <62> 中華民國駐日本國大使館致外交部、一九五六年八月三日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 六八頁。
- <63> 中華民國駐日本國大使館致外交部、一九五六年八月一〇日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 七五頁。
- <64> 中華民國駐日本國大使館致外交部、一九五六年九月五日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 八四頁。
- <65> 中華民國駐日本國大使館致外交部、一九五六年一月九日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 一一〇—一一一頁。
- <66> 中華民國駐日本國大使館致外交部、一九五六年一月九日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 一一頁。中華民國駐日本國大使館致外交部、一九五六年一月二日、『外交部檔案』075.32/0004 台籍戰犯 11-EAP-02233' 一三三—一三四頁。
- <67> 台灣省政府致外交部「拋台南市政府呈為設法迎回流落海外之台籍子弟一案請惠於核辦」一九五五年五月五日、『外交部檔案』075.32/0003 台籍戰犯 11-EAP-02232' 八九頁。